

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

御注意

「19」欄には、「18」欄がマイナスであるときは、「14」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「42」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「40」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「47の②」+連結法人間配当等の 当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額)		1	円	定額基準額 $2,000\text{万円} \times \frac{\quad}{12}$	20	円	
	前期末配当等の額 (前期の(3))		2		所得金額 (別表四「47の①」)	21		
	当期末配当等の額		3		非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四「36」)	22		
	法人税額及び地方法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「18」+「35」-「38」-「39」)		4		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)から連結法人 間配当等の額に係る金額を除いた金額)	23		
	住民税額 の計算	住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者以外の法人 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」- 「11」-「17」)-別表六(九)「23」-別表六(十) 「28」-別表六(十一)「24」-別表六(十二)「6」 -別表六(十八)「22」-別表六(二十一)「28」- 別表六(二十二)「12」)	5		外国子会社等から受ける剰余金 の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」+別表十七(三の四)「27の計」)	24	
			大法人による完全支配関係がある中小企業者 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」- 「11」-「17」)-別表六(六)「25」-別表六(七) 「22」-別表六(九)「23」-別表六(十)「28」- 別表六(十一)「24」-別表六(十二)「6」-別表 六(十五)「24」-別表六(十六)「35」-別表六 (十八)「22」-別表六(十九)「15」-別表六(二 十)「21」-別表六(二十一)「28」-別表六(二 十二)「12」)	6		受贈益の益金不算入額 (別表四「16」)	25	
		住民税額 (5)又は(6)×16.3%		7		法人税額の還付金等(過誤納及び 中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「19」及び益金不算入附帯税 (利子税を除く。)の受取額)	26	
		特定寄附金を支出した場合	特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%	8		欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4の計」+ (別表七(二)「9」 若しくは「21」又は別表七(三)「10」))	27	
			調整地方税額に係る控除額 (7) + (別表一(一)「11」) ×20%	9		新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)	28	
			住民税額から控除される金額 (8)又は(9)のいずれか少ない金額)	10		対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	29	
		住民税額 (7) - (10)		11		対外船舶運航事業者の日本船舶による 収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	30	
		当期留保金額 (1) + (2) - (3) - (4) - (11)		12		沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「13」)	31	
	積立金基準額の計算	期末資本金の額又は出資金の額		13		国際戦略総合特別区域における指定 特定事業法人の所得の金額の 損金算入額又は益金算入額 (別表十(二)「7」又は「9」)	32	
		同上の25%相当額		14		収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「18」+「33」+「38」+「43」+「48」)	33	
		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」) - (2)		15		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	34	
		期中増減	適格合併等により 増加した利益積立金額	16		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	35	
			適格分割型分割等により 減少した利益積立金額	17		課税対象金額等の益金算入額 (別表十七(三)「35」+別表十七(三の二) 「22」)	36	
		期末利益積立金額 (15) + (16) - (17)		18		所得等の金額 (21) - (22) + (23) + (24) + (25) + (26) + (27) + (28) + (29) - (30) + (31) ± (32) + (33) + (34) + (35) - (36)	37	
		積立金基準額 (14) - (18)		19		所得基準額 (37) × 40%	38	
				留保控除額 (19)、(20)又は(38)のいずれか多い金額)	39			
				課税留保金額 (12) - (39)	40	000		
留保金額に対する税額の計算								
課税留保金額				税額				
年3,000万円相当額以下の金額 (40)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$)のいずれか少ない金額)			41	円 000	(41)の10%相当額	45	円	
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (40) - (41)又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ - (41))のいずれか少ない金額)			42	000	(42)の15%相当額	46		
年1億円相当額を超える金額 (40) - (41) - (42)			43	000	(43)の20%相当額	47		
計(40) (41) + (42) + (43)			44	000	計 (45) + (46) + (47)	48		